

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者  
基 準 確 認 シ ー ト  
(令和3年4月改定基準)

指 定 特 定 福 祉 用 具 販 売

指 定 特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売

事業所名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 基準確認シートについて

### 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

### 2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ この基準確認シートは、指定特定福祉用具販売の運営基準等をもとに作成していますが、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合には、指定特定介護予防福祉用具販売についても指定特定福祉用具販売の運営基準等に準じて（「特定福祉用具販売」を「特定介護予防福祉用具販売」に読み替えて）基準の確認を行ってください。  
なお、網掛け部分については、指定特定介護予防福祉用具販売の事業独自の運営基準です。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- ・ 「 法 」 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・ 「 施行令 」 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・ 「 施行規則 」 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・ 「 条 例 」 さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成27年条例第68号）
- ・ 「 予 防 条 例 」 さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成27条例第69号）
- ・ 「平11老企25」 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・ 「平12老企34」 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・ 「平18-0331011号」 福祉用具専門相談員について（平成18年3月31日厚生労働省老健局振興課長通知）

### 電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

- ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

## 基準確認シート目次

第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	2
第3	設備に関する基準	4
第4	運営に関する基準	5
第5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	20
第6	変更の届出等	23
第7	その他	24

第1 基本方針

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 指定特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法 第73条第1項 条例 第244条</p>
	<p>② 指定特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法 115条の3第1項 予防条例 第233条</p>

第2 人員に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 福祉用具専門相談員	<p>① 事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。</p> <p>なお、他の事業所の従業員を兼務する場合は、その勤務時間を当該事業所の勤務延時間数から除いてください。</p>	<p>条例 第245条第1項 予防条例 第234条第1項 平11老企25 第2の2(1)</p>
	<p>② 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当する従業者となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>ア 保健師 イ 看護師 ウ 准看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 社会福祉士 キ 介護福祉士 ク 義肢装具士 ケ 介護保険法施行令第3条第1項に規定する養成研修を修了した者 コ 福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>※ ケの「介護保険法施行令第3条第1項に規定する養成研修」とは、1級課程又は2級課程、介護職員基礎研修課程です。</p> <p>福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2以上とされていますが、当該指定特定福祉用具販売事業者が、指定特定介護予防福祉用具販売、指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定特定福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。</p> <p>したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売、指定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものです。</p>	<p>施行令 第4条 平11老企25 第3の十二の1(1) (第3の十一の1(1)準用) 平18-0331011号 第1 施行規則 第22条の31第1項</p>

<p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業の福祉用具専門相談員</p>	<p>○ 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定福祉用具貸与事業者、指定特定福祉用具販売事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、指定特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	<p>予防条例 第234条第2項</p>
<p>3 管理者</p>	<p>○ 事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>※ この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば管理する事業が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは支障があると考えられます。</p>	<p>条例 第246条 予防条例 第235条 平11老企25 第3の十二の1(2) (第3の一の1(3) 準用)</p>

### 第3 設備に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 設備及び備品等	<p>① 事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>購入申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとします。</p>	<p>条例 第247条第1項 予防条例 第236条第1項 平11老企25 第3の十二の2(1)</p>
2 指定特定介護予防福祉用具販売事業の設備基準	<p>○ 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定特定福祉用具販売事業者における設備に関する基準を満たすことをもって、指定特定介護予防福祉用具販売事業者における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	<p>予防条例 第236条第2項</p>

第4 運営に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 内容・手続きの説明及び同意	<p>① 指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下の項目等です。</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 福祉用具専門相談員の勤務体制</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p> <p>エ 苦情処理の体制 等</p> <p>② わかりやすい説明書やパンフレット等を交付して、懇切丁寧に説明を行い、同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 同意については、利用者及び指定特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。</p>	<p>条例 第254条(第9条第1項準用) 予防条例 第241条(第46条の2第1項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の一の3(2))</p> <p>平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の1の3(2))</p>
2 提供拒否の禁止	<p>○ 正当な理由なく指定特定福祉用具販売の提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。</p> <p>指定特定福祉用具販売を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>ウ その他利用申込者に対し、自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難な場合</p>	<p>条例 第254条(第10条準用) 予防条例 第241条(第46条の3準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の一の3(3))</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>○ 通常の事業の実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第11条準用) 予防条例 第241条(第46条の4準用)</p>
4 受給資格等の確認	<p>① 指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第12条第1項準用) 予防条例 第241条(第46条の5第1項準用)</p>

	<p>② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して、指定特定福祉用具販売を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第12条第2項準用) 予防条例 第241条(第46条の5第2項準用)</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>① 要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第13条第1項準用) 予防条例 第241条(第46条の6第1項準用)</p>
	<p>② 要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第13条第2項準用) 予防条例 第241条(第46条の6第2項準用)</p>
6 心身の状況等の把握	<p>○ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第14条準用) 予防条例 第241条(第46条の7準用)</p>
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>① 指定特定福祉用具販売を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第15条第1項準用) 予防条例 第241条(第46条の8第1項準用)</p>
	<p>② 指定特定福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第15条第2項準用) 予防条例 第241条(第146条の8第2項準用)</p>
8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>○ 居宅サービス計画が作成されている場合、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第17条準用) 予防条例 第241条(第46条の10準用)</p>
9 居宅サービス計画の変更の援助	<p>○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第18条準用) 予防条例 第241条(第46条の</p>

	<p>※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は当該利用者に係る居宅介護支援事業者の連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければなりません。</p>	<p>11準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の一の3(8))</p>
10 身分を証する書類の携行	<p>○ 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。</p>	<p>条例 第254条(第19条準用) 予防条例 第241条(第46条の12準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の一の3(9))</p>
11 サービスの提供の記録	<p>○ 指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものです。</p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。</p>	<p>条例 第248条 予防条例 第237条 平11老企25 第3の十二の3(1)</p>
12 販売費用の額等の受領	<p>① 指定特定福祉用具販売を提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（販売費用の額）の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>「販売費用の額」とは、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれます。</p>	<p>条例 第249条第1項 予防条例 第238条第1項 平11老企25 第3の十二の3(2) ①</p>
	<p>② ①の支払を受ける額のほか、次の費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費</p> <p>イ 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p>	<p>条例 第249条第2項 予防条例 第238条第2項 平11老企25 第3の十二の3(2) ②</p>

	<p>③ ②の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第249条第3項 予防条例 第238条第3項</p>
13 保険給付の申請に必要となる書類等の交付	<p>・ 指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>ア 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 イ 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ウ 領収書 エ 当該指定特定福祉用具のパフレットその他の当該指定特定福祉用具の概要</p>	<p>条例 第250条 予防条例 第239条</p>
14 指定特定福祉用具販売の基本取扱方針	<p>① 指定特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第234条 第1項準用)</p>
	<p>② 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定特定福祉用具販売においては、特定福祉用具が様々な利用者により利用されることから、その衛生と安全性に十分留意してください。</p>	<p>条例 第254条(第234条 第2項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の十一の3 (2)準用)</p>
	<p>③ 自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第234条 第3項準用)</p>
15 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針	<p>① 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第251条第1号 平12老企34 第1の1</p>
	<p>② 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第251条第2号</p>
	<p>③ 指定特定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該指定特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該指定特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第251条第3号 平11老企25 第3の十二の3(4) ②</p>

	<p>特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明してください。</p> <p>③の「特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものです。</p>	
	<p>④ 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければなりません。</p>	<p>条例 第251条第4号 平11老企25 第3の十二の3(4) ③</p>
16 特定福祉用具 販売計画の作成	<p>① 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければなりません。</p> <p>※ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。</p> <p>※ 特定福祉用具販売計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p>	<p>条例 第252条第1項 平11老企25 第3の十二の3(4) ④イ、ロ</p>
	<p>② 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第252条第2項</p>
	<p>③ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第252条第3項</p>
	<p>④ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第252条第4項 平11老企25 第3の十二の3(4) ④ハ</p>

	<p>※ 特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければなりません。</p>	
17 利用者に関する市町村への通知	<p>① 利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第27条準用) 予防条例 第241条(第47条の3準用)</p>
	<p>② 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
18 管理者の責務	<p>① 管理者は、事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第51条第1項準用) 予防条例 第241条(第49条第1項準用)</p> <p>条例 第254条(第51条第2項準用) 予防条例 第241条(第49条第2項準用)</p>
	<p>② 管理者は、当該事業所の従業者に指定特定福祉用具販売の事業の運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
19 運営規程	<p>○ 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第237条準用) 予防条例 第241条(第223条準用)</p>

	<p>※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額</p> <p>※ 「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものです。</p> <p>※ 「販売費用の額」としては、指定特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要なに応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものですが、個々の福祉用具の販売費用の額については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものとします。</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>カ 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までは努力義務です。）</p> <p>キ その他運営に関する重要事項</p>	<p>平11老企25 第3の十一の3(4) (第3の十二の3(9)③)</p>
<p>20 勤務体制の確保等</p>	<p>① 利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。</p>	<p>条例 第254条(第99条第1項準用) 予防条例 第241条(第108条の2第1項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9)②イ</p>
	<p>② 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定福祉用具貸与を提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められます。</p>	<p>条例 第254条(第99条第2項準用) 予防条例 第241条(第108条の2第2項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9)②ロ</p>

	<p>③ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a></p>	<p>条例 第254条(第99条第4項準用) 予防条例 第241条(第108条の2第4項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の一の3(21)④)</p>
<p>21 業務継続計画の策定等</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例 第254条(第32条の2第1項準用) 予防条例 第241条(第50条の2の2第1項準用) 平11老企25 第3の十二の3(5) (第3の二の3(7)1①②)</p>

	<p>② 事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例 第254条(第32条の2第2項準用) 予防条例 第241条(第50条の2の2第2項準用) 平11老企25 第3の十二の3(5) (第3の二の3(7)1③④)</p>
<p>22 適切な研修の 機会の確保及び 福祉用具専門 相談員の知識及び 技能の向上等</p>	<p>① 福祉用具専門相談員の資質向上のために、特定福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 特定福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。</p> <p>このため、指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければなりません。</p> <p>② 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、特定福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識の習得、維持及び向上に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第238条準用) 予防条例 第241条(第224条準用) 平11老企25 第3の一の二の3(9) (第3の十一の3(6))</p>
<p>23 特定福祉用具 の取扱種目</p>	<p>○ 利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第239条準用) 予防条例 第241条(第225条準用)</p>
<p>24 衛生管理等 ※ 令和6年3月31日 までは努力義務です。</p>	<p>① 福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第33条第1項準用) 予防条例 第241条(第50条の3第1項準用)</p> <p>条例 第254条(第33条第2項準用) 予防条例 第241条(第50条の3第2項準用)</p>

	<p>⑥ 指定福祉用具販売事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。</p> <p>③ 概ね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。</li> <li>平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等</li> <li>発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等</li> </ul> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練については次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p> <p>③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例 第254条(第33条第3項準用) 予防条例 第241条(第50条の3第3項準用) 平11老企25 第3の一の二の3(6) (第3の一の3(23)②)</p>
<p>25 掲示及び目録の備え付け</p>	<p>① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第241条第1項準用) 予防条例 第241条(第227条第1項準用)</p>

	<p>② 利用者の特定福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備えていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第241条第2項準用) 予防条例 第241条(第227条第2項準用)</p>
26 秘密保持等	<p>① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第35条第1項準用) 予防条例 第241条(第50条の5第1項準用)</p>
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものです。</p>	<p>条例 第254条(第35条第2項準用) 予防条例 第241条(第50条の5第2項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の1の3(25)②準用)</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p>	<p>条例 第254条(第35条第3項準用) 予防条例 第241条(第50条の5第3項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) 第3の一の3(25)③準用)</p>
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日厚生労働省)</p>
27 広告	<p>○ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	<p>条例 第254条(第36条準用) 予防条例 第241条(第50条の6準用)</p>
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>○ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	<p>条例 第254条(第37条準用) 予防条例 第241条(第50条の7準用)</p>

<p>29 苦情処理</p>	<p>① 提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要に併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。</p>	<p>条例 第254条(第38条第1項準用) 予防条例 第241条(第50条の8第1項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の一の3(28)①準用)</p>
	<p>② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものです。 また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p>	<p>条例 第254条(第38条第2項準用) 予防条例 第241条(第50条の8第2項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の一の3(28)②)</p>
	<p>③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第38条第3項準用) 予防条例 第241条(第50条の8第3項準用)</p>
	<p>④ 市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第38条第4項準用) 予防条例 第241条(第50条の8第4項準用)</p>
	<p>⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第38条第5項準用) 予防条例 第241条(第50条の8第5項準用)</p>
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第38条第6項準用) 予防条例 第241条(第50条の8第6項準用)</p>

30 地域との連携等	<p>① 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含みます。</p>	<p>条例 第254条(第39条第1項準用) 予防条例 第241条(第50条の9第1項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の一の3(29)①)</p>
	<p>② 指定福祉用具貸与事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。</p>	<p>条例 第254条(第39条第2項準用) 予防条例 第241条(第50条の9第2項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の一の3(29)②)</p>
31 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p>	<p>条例 第254条(第40条第1項準用) 予防条例 第241条(第50条の10第1項準用)</p>
	<p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存してください。</p>	<p>条例 第254条(第40条第2項準用) 予防条例 第241条(第50条の10第2項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の一の3(30))</p>
	<p>③ 利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>①～③のほか、次の点に留意してください。</p> <p>ア 利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定福祉用具販売事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>イ 指定特定福祉用具販売事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>ウ 指定特定福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>	<p>条例 第254条(第40条第3項準用) 予防条例 第241条(第50条の10第3項準用) 平11老企25 第3の十二の3(9) (第3の一の3(30)①②③)</p>



	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>カ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第40条の2第2項準用)</p> <p>予防条例 第241条(第50条の10の2第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の十二の3(7) (第3の一の3(31)②)</p>
<p>33 会計の区分</p>	<p>① 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>② 会計処理は、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成12年3月10日老計第8号)」「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成24年3月29日老高発329第1号)」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成12年3月10日老計第8号)」を参考として適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第254条(第41条準用)</p> <p>予防条例 第241条(第38条準用)</p> <p>平11老企25 第3の十二の(9)( 第3の一の3(32))</p>
<p>34 記録の整備</p>	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>② 利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>ア 特定福祉用具販売計画</p> <p>イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>ウ 市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 苦情の内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>条例 第253条第1項</p> <p>予防条例 第240条第1項</p> <p>条例 第253条第2項</p> <p>予防条例 第240条第2項</p>

第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。  いる ・ いない	予防条例 第242条第1項
	② 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。  いる ・ いない	予防条例 第242条第2項
	③ 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。  いる ・ いない	予防条例 第242条第3項
	④ 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。  いる ・ いない  ※ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービスを提供しないよう配慮してください。	予防条例 第242条第4項  平11老企25 第4の3の10(1)②
2 指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	① 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。  いる ・ いない	予防条例 第243条第1号
	② 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。  いる ・ いない	予防条例 第243条第2号
	③ 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。  いる ・ いない	予防条例 第243条第3号

	<p>④ 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明してください。</p> <p>※ 「特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書」は、当該特定介護予防福祉用具の製造事業者、指定特定介護予防福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものです。</p>	<p>予防条例 第243条第4号</p> <p>平11老企25 第4の3の10(2)②</p>
	<p>⑤ 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、担当職員は、当該計画へ指定特定介護予防福祉用具販売の必要理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければなりません。</p>	<p>予防条例 第243条第5号</p> <p>平11老企25 第4の3の10(2)③</p>
<p><b>3 特定介護予防福祉用具販売計画の作成</b></p>	<p>① 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとします。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。</p> <p>なお、特定介護予防福祉用具販売計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p> <p>※ 指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければなりません。</p>	<p>予防条例 第244条第1項</p> <p>平11老企25 第4の3の10(3)①</p>
	<p>② 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例 第244条第2項</p>

<p>③ 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例 第244条第3項</p>
<p>④ 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 特定介護予防福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければなりません。</p>	<p>予防条例 第244条第4項</p> <p>平11老企25 第4の3の10(3)③</p>

第6 変更の届出等

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項」とは、次の事項です。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>オ 利用者の推定数</p> <p>カ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び</p> <p>キ 運営規程</p>	<p>法 第75条第1項</p> <p>施行規則 第131条第1項第 12号</p>
	<p>② 当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>次に掲げる事項を届け出なければなりません。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止し、又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間</p>	<p>法 第75条第2項</p> <p>施行規則 第131条第4項</p>

第7 その他

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> </ul> <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> <li>・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。</li> </ul> <p>ウ 事業所・施設の数が100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> <li>・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。</li> <li>・ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法 第115条の32第 1項 施行規則 第140条の39</p>
	<p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <p>(ア) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 さいたま市長</p> <p>(イ) 埼玉県のみすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者 埼玉県知事</p> <p>(ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</p> <p>i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣</p> <p>ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事</p> <p>イ 届出事項</p> <p>(ア) 事業者の名称</p> <p>(イ) 主たる事務所の所在地</p> <p>(ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</p> <p>(エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日</p> <p>(オ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数20以上の場合）</p> <p>(カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合）</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法 第115条の32 第2項 施行規則 第140条の40第1項</p>
	<p>③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法 第115条の32第 3項 施行規則 第140条の40第2項</p>

	<p>④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法 第115条の32第 4項 施行規則 第140条の40第3項</p>
2 介護サービス 情報の報告及び 公表	<p>① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法 第115条の35第1 項</p>
	<p>② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>施行規則 第140条の46</p>